

知多半島総合医療機構行政視察等受入に伴う費用徴収等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）が行政視察等を受け入れ、対応する際の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（事務分担）

第2条 行政視察等の対応及びそれに係る費用の徴収に関する庶務は、当該視察の目的事項を所管する課室等において行う。この場合において、複数の所管する課室等があるときは、当該所管課室等で調整するものとする。

（行政視察受入日時）

第3条 行政視察に対応する日時は、原則として月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）までの午後1時から午後5時までとし、標準所要時間は概ね2時間以内とする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかの場合や、その他やむを得ない事情により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、その限りではない。

（行政視察の申込み）

第4条 行政視察を希望する者（以下「視察希望者」という。）は、病院視察確認書を法人本部総務課に、希望日の概ね1か月前までに提出するものとする。

（費用の徴収及び金額）

第5条 法人は行政視察等の受入れに対応するときは、視察者（随行職員等を含む。）1人あたり1,000円（税別）（資料代を含む。）の費用を徴収するものとする。

（費用徴収の方法）

第6条 前条に規定する費用については、視察希望者は、法人が送付する請求書により、指定する日までにこれを納付しなければならない。
2 前項の規定により徴収した費用は、いかなる理由があろうとも返還しない。

（費用の減免）

第7条 次の各号に掲げる者で構成される団体等が行政視察等をする場合は、第5条に規定する費用を全額免除することができる。

- （1）愛知県内の公立病院の職員
- （2）報道関係者
- （3）法人の役員又は職員が、過去3年以内に行政視察等を行った実績がある医療法人等。ただし、費用を徴収された医療法人等を除

く。

(4) その他理事長が特に必要と認めた団体等

2 次の各号に掲げる者で構成される団体等が行政視察等をする場合は、第5条に規定する費用を50%減免することができる。

(1) 半田市民又は常滑市民

(2) 愛知県内の公立病院設置自治体職員及び議会議員等（一部事務組合を含む。）

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校に通学する者

(4) その他理事長が特に必要と認めた団体等

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、同日以後に申込みをする行政視察等から適用する。